

奨学生募集要項（2025年度）

No. 434

直接応募（C区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	サカタ財団		
2025 募集人数	全国で12名		
募集学年	学部2年生 修士（博士前期）課程1年生 専門職学位課程1年生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・全研究科		
財団締切時期	2025年5月16日（金）		
給付	月額 70,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	日本国籍をもつ者
その他応募条件	・ 日本学生支援機構（給付・貸与）、大学独自の奨学金との併給可、 ・ 他の民間奨学財団との併給不可 ・ 申請書類は、財団HPからダウンロードすること		

公益財団法人サカタ財団 第7期（2025年）奨学金募集要項

※応募に際しては、「奨学生募集に関して、よくあるご質問」をお読みください。

奨学金の目的

本奨学金は、将来、社会に貢献したいという強い意識や高い志を持った方を支援する奨学金給付プログラムである。当該奨学金助成事業を通じて、日本のみならず世界における社会的な課題解決に取り組む有為な人財を支援し、「未来にタネをまく人財」の育成に寄与することを目的に実施する。

1. 応募資格

本奨学金の応募資格は、2025年4月1日時点にて、以下のいずれかに該当する日本国籍をもつ学生とする。なお、当財団以外の団体から奨学金を受給していないこと（但し、日本学生支援機構、または所属する大学・大学院からの奨学金制度により、奨学金を受給されている方は除く）とする。

- ① 大学に在籍する大学2年生に在籍するもの
- ② 大学院に在籍し、修士課程1年生、または博士課程前期1年生に在籍するもの
- ③ 一貫性博士課程（5年制）の1年生に在籍するもの

2. 募集人数

本奨学金の募集人数は、12名とする。但し、応募者数の多寡により、理事会の承認がある場合に限り、募集人数を変更することができる。

3. 選考

（1）応募方法

当財団ホームページの【給付型奨学金ページ】より必要事項の入力と提出書類を添付。

上記ページにアクセスできない等のトラブルがありましたら、下記事務局までお問い合わせください。

（2）提出書類

本奨学金の選考を希望する者は、選考にあたり、下記の応募書類を提出しなければならない。なお、応募者より提出された応募書類は、応募者の希望の有無に関わらず、返却しないこととする。

- ① 奨学生願書（PDFにて提出）
- ② 大学の学生証（写真付）
- ③ 成績証明書（PDFにて提出）
- ④ 大学・大学院の推薦書（PDFにて提出）
- ⑤ 住民票（PDFにて提出）

※①～④：原本をコピーしたPDF資料、または携帯端末等で撮影した写真の画像を提出してください。

※⑤：直近3カ月以内のものかつ、家族と同居の方は家族全員分の住民票を、一人暮らしの方は、ご自身の住民票のみを提出してください。

（3）選考基準

選考にあたり、下記事項を満たす人材を選考することとする。

- ① 大学・大学院での学業・研究活動に熱意をもって取り組み、知識や経験等を深める意欲があること
- ② 自己が培った知識や経験等を活かし、環境・社会・経済が持続的に発展する社会の実現を目指し、社会的な課題解決に向け積極的に熱意をもって行動を起こしていること、または将来、取り組んでいきたいと考えていること

（4）選考方法および選考スケジュール

応募期間： 2025年4月1日（火）～2025年5月16日（金）

奨学金給付開始：2025年7月分より支給開始

	選考方法	選考時期	結果通知
一次選考	応募書類による書類審査	2025 年 6 月以降	2025 年 7 月上旬
二次選考	個別面接	2025 年 7 月中旬	2025 年 8 月中旬

(5) 選考料

本奨学金の選考料は無償とする。なお、二次選考は、当財団指定の方法によるオンライン形式の面接を予定している。対面形式の面接を実施する場合、選考会場までの交通費は、公共の交通機関を利用した場合に限り、自宅から選考会場までに要した費用を支給する。

4. 奨学金の給付

(1) 奨学金の給付額

月額 70,000 円を給付する。

(2) 給付期間（学年は 2025 年 4 月時点のもの）

- ① 大学に在籍する大学 2 年生：2025 年 7 月から正規の学士課程修了月まで
- ② 大学院に在籍する修士課程 1 年生：2025 年 7 月から正規の修士課程修了月まで
- ③ 大学院に在籍する博士課程 1 年生：2025 年 7 月から正規の前期課程修了月まで（最長 2 年間）
- ④ 大学院に在籍する一貫性博士課程 1 年生：2025 年 7 月から正規の 2 年生修了月まで

(3) 給付方法

奨学生の指定する金融機関の口座に、3 ヶ月分を一括で振込みにて給付する。なお、3 ヶ月分一括で 25 日（金融機関が休日の場合は、前日）に振込みにて給付する。

(4) その他手続き

奨学生は、奨学金の振込先となる金融機関の口座情報（本人に限る）を所定の方法により、財団が指定する期日までに届出ることとする。

5. 奨学金の給付停止

下記に該当した場合、理事長の承認を得て、奨学金の給付を停止する。

- ① 進級ができなかったとき
- ② 休学又は長期に渡って欠席したとき
- ③ 停学その他の処分を受けたとき
- ④ 退学したとき
- ⑤ 学業成績が不良になったとき
- ⑥ 他の団体等からの奨学金を受給する（支給される）こととなったとき
- ⑦ 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

6. 奨学生の義務

- ① 毎年 4 月末日までに、当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書（年次が把握できるもの）を提出しなければならない。
- ② 特段の事情があると認められる場合を除き、財団が行う交流会に出席しなければならない（年に 1 回程度を予定）。
- ③ 本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項が変更になった場合、当財団事務局に届出ることとする。
- ④ 他大学・大学院への留学・ボランティア活動等による休学等、大学・大学院を一時的に休学する場合は、速やかに当財団事務局に届出ることとする。
- ⑤ 自薦または他薦等により、他団体の奨学金制度を受給することとなった場合、速やかに当財団事務局に届出ることとする。なお、日本学生支援機構、または所属する大学・大学院の奨学金制度は除く。

7. 個人情報の取扱いについて

当財団は、応募の際に提出された個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しないこととする。

8. 問い合わせ先

〒224-0041 横浜市都筑区仲町台 2-7-1 公益財団法人 サカタ財団 事務局（事務局：鈴木・金子）

TEL：045-945-8863（070-1565-0076）

メールアドレス：akihiro.suzuki@sakatazaidan.or.jp、yumi.kaneko@sakatazaidan.or.jp

奨学生募集に関して、よくあるご質問

1. 応募資格について

- (1) 海外にある大学・大学院に在籍しています。
応募できません。学校教育法で「大学」、「大学院」と位置付けられている学校に限ります。
- (2) 外国大学日本校（文部科学大臣により指定された教育機関）に所属しています。
応募できます。
- (3) 医学部・薬学部・歯学部・獣医学部など、6年制の学部・学科に在籍しています。
応募できます。
- (4) 大学・短期大学・高等専門学校を卒業後、大学に学士（または2年次・3年次）編入しました。
応募できます。成績証明書は、短期大学、または高等専門学校の成績証明書をご提出ください。
- (5) 専門職大学、専門職大学院に在籍しています。
応募できます。
- (6) 理工学部や農学部等の理科系の学部ではありません。
学部、専攻、研究課程等の指定はございません。文学部・法学部・経済学部などの文系学部、医学部・薬学部・看護学部などの医療系学部、芸術学部など、分野の指定なく募集しております。
- (7) 大学（または大学院）の入学時期が、春入学（4月）ではありません。
秋入学（9月）等、入学時期に関わらず、応募できます。
- (8) 外国人（日本国籍以外）ですが、学校教育法で「大学」、「大学院」と位置付けられた大学に留学しています。
応募できません。日本国籍の方が募集対象となります。
- (9) 世帯年収による制限はありますか？
制限はありません。
- (10) 応募時の年齢制限はありますか？
制限はありません。

2. サカタ財団の奨学金について

- (1) 給付された奨学金は給付終了後に返済する必要がありますか？
給付型の奨学金となりますので、返済は不要です。また、奨学金の給付終了後、特定の企業や団体で働くなど、条件は一切ありません。
- (2) 給付期間中に、大学・大学院を休学し、海外の大学・大学院への留学、ボランティア活動等を計画しています。
大学・大学院の休学期間は、奨学金の給付は一時休止となります。大学・大学院への復学のご連絡をいただいた後、奨学金の給付が再開されます。

3. 他団体の奨学金について

- (1) 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を給付（応募も含む）しています。
応募できます。日本学生支援機構（JASSO）とサカタ財団の奨学金を重複して受給可能です。
- (2) 文部科学省による高等教育の修学支援制度を受けています。
応募できます。文部科学省による高等教育の修学支援制度とサカタ財団の奨学金を重複して受給可能です。
- (3) 大学・大学院（大学・大学院の設立団体を含む）より、授業料減免、留学支援等の奨学金を受給しています。
応募できます。大学・大学院（大学・大学院に関わる団体を含む）とサカタ財団の奨学金を重複して受給可能です。
- (4) 他団体の奨学金に応募していますが、併願で応募することは可能ですか？
応募できます。ただし、重複受給を認めておりませんので、他団体に合格された場合、当財団の奨学金を受給にあたっては、他団体の奨学金を辞退していただく必要があります。
- (5) 奨学生に合格後（奨学金給付期間中）、他団体の奨学金に応募することはできますか？
応募できます。ただし、重複受給を認めておりませんので、他団体に合格され、他団体の奨学金を受給される場合は、当財団の奨学金の給付は停止となります。

4. 応募書類、応募方法について

- (1) 応募書類（願書、推薦書）は、手書きの必要がありますか？

PCにて入力可能です。また、手書きでの提出も可能です。

- (2) 推薦書は、日本語以外の表記でもよいですか？

英語での表記を認めております。

- (3) 推薦書の原本性を確保するため、「印鑑」、「サイン」等は、必要ですか？また、封緘する必要はありますか？

推薦者の印鑑、サイン等は必要ありません。また、推薦書を封緘する必要もありません。

- (4) 推薦者より、推薦書を郵送にて提出したい旨の申し出がありました。応募フォームを通さず、推薦者より、事務局に推薦書を郵送することは可能ですか。

郵送可能です。事前に事務局までご一報お願いします。

- (4) 家族と同居していません。住民票は家族分も必要となりますか？

ご家族分は必要ありません。

- (5) 住民票は、いつの時点のものを提出すればよいですか？

応募時点の住民票を提出してください。発行日から3カ月以内の住民票であれば提出可能です。

- (6) 住民票は、実家の住所のままで現住所と異なっています。

住民票と現住所が一致している必要はありません。実家の住所が記載された住民票を提出してください。

- (7) 大学2年次に編入しました。編入した大学の成績証明書がありません。また、推薦書の推薦者は、編入した大学の推薦書が必要となりますか。

編入前に在籍していた大学の成績証明書を提出してください。また、推薦書の推薦者の指定はありません。編入前に在籍していた大学、または編入した大学、どちらの大学からの推薦書でも問題ありません。

- (8) 大学院1年生の場合、成績証明書がありません。卒業大学の成績証明書の提出で良いですか？

卒業された大学の成績証明書を提出してください。

- (9) インターネット環境がありません。郵送による応募は可能でしょうか？

インターネットによる応募のみとなります。郵送による応募は受け付けておりません。

- (10) 応募にあたり、所属している大学・大学院への届出（許可など）は必要ですか？

特に必要ありません。応募者個人で応募可能です。

- (11) インターネットを通じて応募しましたが、「応募受付完了」などの返信メールがありません。

応募受付システムの機能上、「応募受付完了」の返信メール機能はございません。画面に表示された応募受付完了の画面にて、応募受付完了となります。

- (12) 応募フォームより応募しようと思いましたが、アクセスできませんでした。

一部のスマートフォン等のモバイル端末は、アクセスできない場合がございます。その場合は、PCをご利用ください。

5. 選考等について

- (1) 世帯収入の基準はありますか？

ご家庭の経済的な状況を選考の要素としておりません。成績、小論文、面接など総合的に判断します。

- (2) 第二次選考（面接選考）はどのようにおこなうのですか？

オンライン面接となります。ご自宅等のインターネット環境によりオンライン面接が難しい場合は、事務局までご相談ください。

- (3) 選考結果は、応募者全員に、合否に関わらず、通知がありますか？

応募者全員に、電子メール（または郵送、電話など）にてご連絡させていただきます。なお、応募者多数の場合、選考に時間を要し、当初の結果通知時期より、遅れる場合があります。

- (4) 応募後、他の団体の奨学金制度に合格しました。サカタ財団の選考を辞退する必要がありますか？

選考を辞退いただく必要はございません。但し、当財団の奨学金は、一部の団体を除き、重複受給を認めておりません。当財団の奨学金の受給を希望される場合は、他の団体の奨学金を辞退していただく必要がございます。

- (5) 応募後、他の団体の奨学金制度に合格し、既に奨学金が支給されました。選考を辞退する必要がありますか？

当財団の選考途中で、他団体の奨学金が支給される場合は、事前に事務局までご相談ください。なお、他団体の奨学金の支給を受けた場合、重複受給に該当します。